

## ご案内

この度は、謹んでお悔やみを申し上げます。

お取り込みが一段落されましたら、下記を参考にされ該当されるものの関係書類をご準備いただき、お近くの市民窓口センター等で手続きをされますようご案内を申し上げます。

### ■年金の手続きについて

お亡くなりになられた方とご遺族の方との状況によって請求できる手続きの種類が異なります。  
年金受給中の死亡 → 「未支給年金」や「遺族年金」を請求できる場合があります。  
年金受給前の死亡 → 「死亡一時金」や「遺族年金」を請求できる場合があります。  
下記のものをお持ちの上、市民窓口センターへお越してください。

- ・亡くなられた方の ・年金証書
  - ・請求される方の ・本人確認書類 ・普通預金貯金通帳 ・個人番号のわかるもの
- ※年金の種類によっては年金事務所などでの手続きが必要です。詳細は窓口で説明します。

### ■国保喪失届・葬祭費及び資格確認書等の返却について

四国中央市の国民健康保険に加入されていた方が死亡された場合、葬祭を行った方に葬祭費として2万円が支給されますので、下記のものをお持ちの上、市民窓口センターで手続きをしてください。  
・亡くなられた方と世帯全員の

- 「国民健康保険資格確認書」または「被保険者証」
- 「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」(該当者のみ)
- 「国民健康保険特定疾病療養受療証」(該当者のみ)

- ・葬祭を行った方の 会葬礼状 または 葬儀費用にかかる領収書等 葬祭執行者の氏名記載のあるもの  
振込先が確認できるもの(通帳・キャッシュカードなど)

### ■後期高齢者医療喪失届・葬祭費及び資格確認書等の返却について

後期高齢者医療に加入されていた方が死亡された場合、喪失の届出が必要です。  
また、葬祭を行った方に葬祭費として2万円が支給されますので、下記のものをお持ちの上、市民窓口センターで手続きをしてください。

- ・亡くなられた方の 「後期高齢者医療資格確認書」または「被保険者証」  
「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」(該当者のみ)  
「後期高齢者医療特定疾病療養受療証」(該当者のみ)

- ・葬祭を行った方の 会葬礼状 または 葬儀費用にかかる領収書等 葬祭執行者の氏名記載のあるもの  
振込先が確認できるもの(通帳・キャッシュカードなど)

※上記お手続きのお問い合わせは、市民窓口センターへお願いいたします。

※内容によっては担当課をご案内させていただく場合もございます。

- ・市役所市民窓口センター TEL28-6013 FAX28-6128 ・川之江窓口センター TEL28-6181 FAX28-6245
- ・土居窓口センター TEL28-6320 FAX28-6391 ・新宮窓口センター TEL28-6402 FAX28-6405

### ■介護保険被保険者証の返却について

介護保険被保険者証の交付を受けている方が死亡された場合、介護保険料の還付及び介護給付費の支払いがある場合がありますので、「相続届兼介護保険料還付金・介護給付費振替口座届出書」の提出が必要です。親族代表の方は、下記のものをお持ちの上、本庁市民窓口センターまたは各福祉窓口で手続きをしてください。

- ・亡くなられた方の 「介護保険被保険者証」 ・「介護保険負担割合証」(該当者のみ)  
「介護保険負担限度額認定証」(該当者のみ)
  - ・親族代表の方の 普通預金貯金通帳
- なお、詳しいことは介護保険課へお問い合わせください。

介護保険課 保険料係 TEL28-6025 FAX28-6059

### ■その他の届出について

- ・亡くなられた方の 医療費受給者証(こども・ひとり親・心身)  
(国保医療課 福祉医療係 TEL28-6017 FAX28-6058)

**■障害者手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳)の返却について**

障害者手帳の交付を受けている方は手帳を窓口センターまたは生活福祉課へ返却ください。

生活福祉課 障がい福祉係 TEL28-6023 FAX28-6172

**■心身障害者移動支援チケット「しこちゅ～お出かけチケット」の返却について**

しこちゅ～お出かけチケットをお持ちの方は、チケットを生活福祉課へ返却ください。

死亡日以降、しこちゅ～お出かけチケットは、ご使用いただけません。

生活福祉課 障がい福祉係 TEL28-6023 FAX28-6172

**■特別障害者手当、障害児福祉手当の喪失等の手続きについて**

手当を受付中の方は喪失の届出が必要です。また、配偶者または扶養義務者がいる場合には未支払手当が発生しますので手続きをしてください。

持参物 ・死亡を証明する書類 ・配偶者または扶養義務者の通帳及び印鑑(認印)

生活福祉課 障がい福祉係 TEL28-6023 FAX28-6172

**■印鑑登録証の廃止について**

死亡届により登録は自動的に廃止されますが、登録証(カード)はお返してください。

市民窓口センター TEL28-6013 FAX28-6128

**■児童手当の喪失手続きについて**

手当を受けられていた方が死亡された場合、受給資格は自動的に喪失しますが、お子さんに対して未支払手当が発生しますので、こども家庭課で手続きをしてください。

・お子さん名義の通帳

また、亡くなられた方に代わり受給者となられる方の申請手続きが必要となります。

こども家庭課 子育て支援係 TEL28-6027 FAX28-6031

**■児童扶養手当・特別児童扶養手当の喪失手続きについて**

手当を受けられていた方が死亡された場合、喪失の届出が必要です。

また、お子さんに対して未支払手当が発生しますので、こども家庭課で手続きをしてください。

・亡くなられた方の 児童扶養手当証書

・お子さん名義の通帳 ・印鑑(認印)

・亡くなられた方及びお子さんの個人番号のわかるもの(特別児童扶養手当)

また、亡くなられた方に代わり受給者となられる方の申請手続きが必要となります。

こども家庭課 子育て支援係 TEL28-6027 FAX28-6031

**■市・県民税に係る納税義務代表者の届出書について**

市・県民税を課税されていた方が死亡された場合、相続人の方は「相続代表者指定(変更)届」により届け出をお願いします。この届けは、死亡された方の市・県民税に関する書類を代表して受領する方を指定していただくものです。

詳しくは、税務課市民税係へお問い合わせください。

税務課 市民税係 TEL28-6009 FAX28-6058

**■固定資産税に係る納税義務代表者の届出書について**

土地・建物を所有されていた方が死亡された場合、相続人の方は、「固定資産現所有者申告書兼相続人代表者指定届出書」により届け出をお願いします。

この届けは、相続登記等が完了するまでの間、納税通知書を受け取り、代表して税金を納める方を指定していただくものです。詳しくは、税務課固定資産税係へお問い合わせください。

税務課 固定資産税係 TEL28-6205 FAX28-6058

**■軽自動車等の変更手続きについて**

軽自動車等を所有されていた方が死亡された場合は、名義変更または廃車手続きが必要です。

愛媛ナンバーの場合、軽四輪車等は軽自動車検査協会愛媛事務所(050-3816-3124)、軽二輪車等は四国運輸局愛媛運輸支局(050-5540-2076)にお問い合わせください。

四国中央市ナンバー(原付等)の場合は、市民窓口センターで手続きができます。

詳しくは、税務課諸税係へお問い合わせください。

税務課 諸税係 TEL28-6010 FAX28-6058

**■不動産相続登記について**

土地・建物を所有されていた方が死亡された場合は、相続登記が必要です。

詳しくは、法務局四国中央支局へお問い合わせください。

(令和6年4月1日からは申請が義務化されます。)

法務局 四国中央支局 TEL23-2407 FAX23-2496